



## ノロウイルスの流行する季節になりました。

昨年、高齢者介護福祉施設で感染して話題となったノロウイルスが流行する季節になりました。

今年もすでに高齢者施設や医療機関での集団感染事例が報道されています。当センターでも高齢患者が多く、便や吐物に触れた手指を介して二次感染を起し、感染が急激に拡大する危険がありますので、感染対策を徹底していただきたいと思います。

### ノロウイルス感染症対策（感染性胃腸炎：感染症法5類）について

【特徴】もともと「冬の食中毒」の原因となるウイルスで、以前は小型球形ウイルスと呼ばれていました。牡蠣をはじめとする二枚貝の生食や、それを調理した調理具（包丁やまな板など）を介して感染することが知られています。感染力が強く、アルコールには抵抗性がありますが、次亜塩素酸ナトリウム（200ppm）、85℃1分以上の加熱が有効です。

★当センターの手順では、プリセプトは1000ppm、ベッドパンウォッシャーは90℃1分、洗濯は90℃10分の設定ですので、これらの通常の行程で消毒が可能です。

【症状】潜伏期間は24～48時間。主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛で、発熱は軽度。通常、これら症状が1～3日続いた後、治癒し、後遺症もありません。また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

【治療】現在、このウイルスに効果のある抗ウイルス剤はありません。このため通常は、脱水症がひどい場合に輸液を行うなどの対症療法が行われます。

【診断】このウイルスによる病気かどうか臨床症状からだけでは特定できません。通常、患者の糞便や吐物を用いて、電子顕微鏡法やRT-PCR法などの遺伝子の検出を行い診断します。

★ 感染性胃腸炎の検査依頼の場合は便の性状が分かるように提出し、感染性胃腸炎疑いとのコメントを記載してください。当センター内ではウイルスの検出はできないので、必要な場合は外注になります。

★ 感染性胃腸炎を診断した場合、保健所へは定点施設以外は届けませんが、当センターのマニュアルでは、ICDまたはICNへの報告をすることになっています。PHS (7148 または 7330) でよいので速やかに連絡してください。

【感染対策】標準予防策と接触感染予防策を行います（マニュアル p35-39 参照してください）。

ノロウイルスが感染・増殖する部位は小腸と考えられています。従って、嘔吐症状が強いときには、小腸の内容物とともにウイルスが逆流して吐物とともに排泄されます。このため、糞便と同様に吐物中にも大量のウイルスが存在し感染源となりうるため、その処理には十分な注意が必要です。原因を問わず下痢・嘔吐症状のある患者にはすべて、以下の対策をとってください。

- 患者の吐物や糞便を処理するときには、サージカルマスクと手袋を着用してください。（症状消失後1週間まで）処理後は石鹸と流水での手洗いを十分行ってください。
- 糞便や吐物をペーパータオル等で拭き取るときは、ウイルスが飛び散らないように、静かに拭き取ってください。おむつ等はできる限り揺らさないように取り扱い、ビニール袋で密閉して廃棄してください。

- 吐物や糞便が付着した床等は、プリセプト溶液で浸すように拭き取ってください。
- 吐物や糞便が付着した衣類、リネン、おむつ等は直ちに交換し、**乾燥させない**でください。汚染物はビニール袋に入れて速やかに洗濯室に提出するか、家族が洗濯する場合は、プリセプト溶液に **30分** 浸漬させてから行ってください。（ノロウイルスは乾燥すると容易に空中に漂い、これが口に入って感染することがあると言われている）
- 職員も患者も食事前に石鹼と流水で手を洗ってください。
- リハビリは、症状出現時 **1週間** は中止してください。症状消失後少なくとも **1週間** は病室あるいは病棟で行い、感染対策を厳重に行ってください。リハビリ終了後、病棟を出る前に、十分石鹼と流水で手洗いをしてください。
- 下痢・嘔吐の症状がある患者のベッド周囲の環境整備は、症状消失後 **2週間** はプリセプト溶液で行って下さい。（**3月** までこの方法で行い、**4月** からは通常 of 環境整備に戻してください。）床に関しては、便や吐物で汚染されていない限りは、通常通りで構いません。
- 原因不明の下痢や嘔吐などの症状が **3日** 以上続く患者について、**ICD** または **ICN** に報告してください。様子を見に伺います。

#### 職員が感染性胃腸炎に罹患した場合

- 下痢、嘔吐、発熱などの症状を有する職員は、速やかに健康管理医に連絡、消化器内科を受診してください。
- 感染性胃腸炎と診断を受けた場合、栄養管理部・給食係の職員は、直ちに仕事に従事することを止め、復帰は原則として胃腸炎症状が消失してから **1週間** 後とします。
- 栄養管理部・給食係以外の職員では、症状の強さ、職場の状況に応じて可能な限り勤務交代などで出勤を見合わせてください。症状が消失すれば出勤は可能であるが、職場復帰後 **1週間** は特に手洗い・手指消毒など標準予防策を徹底してください。症状が軽く有症状時に就労する場合も、特に手洗い・手指消毒など標準予防策を徹底して行ってください。（職員が感染源とならないように）
- 感染性胃腸炎の診断を受けた職員は、その由職場長に報告して指示をあおぐと共に、**ICD** または **ICN** に報告してください。病休した場合は、職場復帰時にも職場長及び **ICD** または **ICN** に報告してください。

以上、昨年同様、よろしくお願いいたします。